

須賀川市立第一中学校

柔道部女子生徒の事故に関する再検証報告書

平成19年3月30日

須賀川市教育委員会

《 目 次 》

1	事故概要	2
2	調査概要	2
(1)	調査の目的	2
(2)	調査対象者	2
(3)	調査方法	2
(4)	調査期間	2
3	事故前日までの状況について	3
(1)	当該女子生徒の柔道の受け身の技能の習得状況と個人差への配慮について	3
(2)	柔道部内及び当該女子生徒に対するいじめともとれる練習や行為に関する認識について	3
(3)	平成15年9月12日の当該女子生徒の怪我と事後指導について	4
(4)	柔道場の畳に関する認識について	4
4	平成15年10月18日の事故について	5
(1)	事故当日の練習状況について	5
(2)	当該女子生徒の倒れた際の状況について	5
(3)	事故発生時刻と事故直後の対応状況について	6
5	事故報告書について	7
(1)	聞き取り調査で明らかになったこと	7
(2)	聞き取り調査と事故報告書等との相違点	7
(3)	事故報告書作成上の問題点	7
(4)	事故報告書の記載内容について	8
6	事故に関する学校、教育委員会の責任	8
7	再発防止策について	9
(1)	事故直後の対応について	9
(2)	今後の再発防止策の徹底のための方策について	9
(3)	教職員の勤務態勢等の改善について	11

1 事故概要

平成15年10月18日(土)、須賀川市立第一中学校の柔道部の当時1年生であった女子生徒(以下「当該女子生徒」という。)が、活動中に倒れ、救急車で救急病院へ搬送された。

当該女子生徒は、「急性硬膜下血腫」という診断を受け、現在も意識不明の状態が続いている。

2 調査概要

(1) 調査の目的

平成15年10月18日に発生した事故(以下「事故」という。)に関して、学校が作成し須賀川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ提出した事故報告書(以下「事故報告書」という。)の内容と当該女子生徒の保護者の主張(平成18年8月31日に提出された訴状及び意見陳述書)とに隔たりが生じているため、事実関係について検証し事実の究明を行い、再発防止に資することを目的とする。

(2) 調査対象者

ア 校長を含む教職員16名

事故当日対応した校長を含む教職員全員と事故後柔道部員から学校独自に聞き取りを行った教職員全員

イ 柔道部員15名

事故当日柔道部の練習に参加した3年生1名を含む1、2年生全員20名のうち、転校した生徒や連絡が取れない生徒及び調査を拒否した生徒などを除く柔道部員15名を対象に調査を行った。

(3) 調査方法

教育委員会事務局職員が調査対象者から聞き取りによる調査を行い、事故報告書の記載内容の事実関係等について教育委員会内で総合的に分析を行った。

聞き取りにあたっては、事実関係を明らかにするために、弁護士の協力を得て行うとともに、調査対象の柔道部員に対しては、それぞれの都合に合わせて休日及び夜間に実施し、可能な限り自由に発言できるように配慮しながら調査を行った。

なお、柔道部員の聞き取りの際には、原則として柔道部員の保護者同席のもとで実施した。

(4) 調査期間及び期日

平成18年10月17日(火)～平成19年3月4日(日) 延べ12日間

ア 校長を含む教職員

平成18年10月17日(火)及び平成18年11月1日(水)

イ 柔道部員

平成18年10月28日(土)、11月11日(土)、11月18日(土)、11月30日(木)、12月2日(土)、12月16日(土)、12月26日(火)、平成19年1月24日(水)、1月28日(日)、3月4日(日)

3 事故前日までの状況について

(1) 当該女子生徒の柔道の受け身の技能の習得状況と個人差への配慮について

ア 生徒聞き取り結果の概要

平成 15 年 8 月中旬の段階において、当該女子生徒の受け身の技能の習得が不十分であり、基礎練習段階の一人で行う受け身は何とかできるが、攻防を伴う乱取りの受け身はできない、もしくはあまりできていないと捉えていた生徒がほぼ全員であった。また、当該女子生徒と練習する際に、特に配慮する点について、顧問から指導を受けていなかったとのことである。

イ 教職員聞き取り結果の概要

顧問は、生徒の実態に応じて段階を追って指導し、3年生の全国大会が終了した時点では、当該女子生徒は受け身ができるようになっていたと判断しており、乱取りでも、特に配慮することなく参加させていた。また、副顧問は、柔道に関する知識や指導経験がないため、技能面の指導を行ったことはなかったとのことである。

ウ 教育委員会の見解

当該女子生徒の受け身の技能の習得状況について、顧問と他の生徒との間に認識にずれがあり、安全面や個人差への配慮が十分でなかったと思われる。

(2) 柔道部内及び当該女子生徒に対するいじめとともれる練習や行為に関する認識について

ア 生徒聞き取り結果の概要

部内では当該女子生徒に暴力やプロレス技をふるっていたという生徒はいない。また、平成 15 年 10 月 11 日の新人大会直前に、部長が当該女子生徒を強くしようとして集中的に練習相手にしていたとする生徒が 1 名いたが、その他の生徒は、そのようなことはなかったと言っている。

さらに、悪口、陰口を言っていたとする生徒が 1 名いた。

部内の他の女子生徒は、当該女子生徒から柔道部内でいじめを受けているという相談は受けていなかったということである。

イ 教職員聞き取り結果の概要

担任によれば、当該女子生徒が、体が大きい（平成 15 年 4 月 10 日測定結果、身長 175cm、体重 75 kg）ことが原因でからかわれることがないか心配であると感じ、常に目を配らなければならないという意識で入学当初から注意を払っていた。

平成 15 年 5 月中旬頃、放課後、部活動にすぐに行かず図書室や保健室に行くようになり、それが毎日続くようになった。担任が、養護教諭と保健室で当該女子生徒から話を聞いたところ、練習について行けず柔道部を辞めたいと話していたので、母親とも 2 回ほど辞めさせる方向で話し合いを持ったが、続けさせたいという結論になった。

その過程で、担任は、当該女子生徒と保護者に柔道部内でいじめられていないかと確認したが、いじめについての訴えはなかった。

また、顧問、副顧問も、当該女子生徒や保護者からいじめに関する相談を受けたことはないし、練習中の様子からもいじめを受けているような様子は感じられ

なかったとのことである。

ウ 教育委員会の見解

生徒の聞き取りからは、集中的に練習相手にしたとする生徒の話があったものの、いじめがあったとは特定できなかった。

また、当該女子生徒や保護者との教育相談についての教職員からの聞き取り、更には、当該女子生徒からいじめの相談を受けている生徒や教職員がいなかったことを勘案すると、部内での当該女子生徒へのいじめはなかったと思われる。

(3) 平成 15 年 9 月 12 日の当該女子生徒の怪我と事後指導について

ア 生徒聞き取り結果の概要

9 月 12 日の練習で、当該女子生徒が怪我をしたことを知っていた生徒（8 名）と知らない・覚えていない生徒（6 名）がいた。

顧問から事故後、当該女子生徒の怪我について特に説明はなく、頭部の怪我の防止について指導があった記憶はないとのことである。

イ 教職員聞き取り結果の概要

顧問によれば、日頃から、引き手をしっかり持って投げるよう指導してきたこと、9 月 12 日の当該女子生徒の怪我は、頭部を強く打った様子もなく、前日、当該女子生徒がかぜのため練習を欠席していたことや保護者とともに入院先で説明を受けた医師からは、頭部内の少量の出血であり、自然に吸収されるので心配ないと言われたこと、急性硬膜下血腫との診断名を聞かされていなかったことから、あまり重大な怪我とは認識していなかった。そのため、校長への報告も当日のうちに行わなかった。

また、当該女子生徒の怪我について柔道部員に説明したり、怪我の防止について指導したりすることはなかったとのことである。

ウ 教育委員会の見解

顧問は重大な怪我とは認識しておらず、この事故を受けての部員に対する指導や配慮がなされていなかった。また、校長への報告体制及び当然なされるべき再発防止策も不十分であったと思われる。

(4) 柔道場の畳に関する認識について

ア 生徒聞き取り結果の概要

畳と畳の間にできる隙間に新聞紙やチューブを詰めて補修をしながら使用していたとのことである。

イ 教職員聞き取り結果の概要

校長及び教職員によれば、自ら柔道場の畳の点検を実施し安全を確認していたこと、保護者や生徒から畳の要望を受けたことがないこと及び毎月実施している安全点検や日常の安全点検の結果から危険であるとは認識していなかった。

また、畳と畳の間にできる隙間に新聞紙やチューブを詰めて、より安全性を確保してきたとのことである。

ウ 教育委員会の見解

畳は、一般的な柔道畳であり、安全性は確保されていたと思われる。

4 平成 15 年 10 月 18 日の事故について

(1) 事故当日の練習状況について

ア 生徒聞き取り結果の概要

午前 9 時頃に練習を開始し、練習メニュー（ストレッチ、器械体操・柔軟、寝技打ち込み、寝技乱取り、休憩、立ち技打ち込み、移動練習、3 人練習打ち込み、乱取り）にそって練習を行った。練習メニューは、通常の練習の流れで行われ、寝技や立ち技の乱取りは、デジタルタイマーを使用して時間を計りながら実施したが、練習メニュー項目毎の時間の経過は特に記憶していない。なお、副顧問は、練習途中で足を痛めた部長のために、一度だけ氷を持って来たとしている。

イ 教職員聞き取り結果の概要

副顧問は、練習が始まる時に、参加人数を確認した後に職員室に戻った。

途中で練習を見に行った際に、部長が足を痛めていたので、一端職員室に戻り、氷を持ってきて部長に手渡した。その際に「個人、個人無理しないように、注意して練習をして」と全体に注意を与え職員室に戻った。

副顧問は、顧問に代わって週休日の部活動の担当をするのは初めてであり、練習メニューは、顧問から前日部員に指示していると聞いていたので、練習内容の詳細については把握していなかった。また、通常の練習メニューよりも軽めの練習であると聞いていたので、危険ではないと認識していたとのことである。

ウ 教育委員会の見解

午前 9 時頃から練習を開始し、練習メニューに沿って練習が行われた。

事故当日は、顧問に代わって副顧問が担当したが、部員に対する指示が特に行われておらず、また、副顧問がほとんどの時間を練習場から離れていたことは、安全管理上問題があったと思われる。

(2) 当該女子生徒の倒れた際の状況について

ア 生徒聞き取り結果の概要

当該女子生徒は、2 セット目は元立ちとして参加し、数名の生徒と乱取りを行っている。そして、当該女子生徒が乱取りの途中で足を痛がり、練習を休んだ。この過程の中で、足を痛めて休んでいた部長が、当該女子生徒の練習態度に問題があるとして注意し、『元立ちに立っているとき強制的に乱取りした』とする生徒、また、『休んでいたところへ行って乱取りを行った』とする生徒もいた。この時、投げた回数は、『4～5 回』としている生徒が 3 名、『回数は分からない』が 1 名、『投げていない』が 1 名、『見ていない』が 1 名、『乱取りをやっていたら、投げるのは当たり前』としている生徒が 1 名いた。投げ方は、『普通の投げ方で、投げるというより転がす感じ』と言っている生徒が 1 名、『払い腰で、巻き込むように投げた』と言っている生徒が 3 名で、そのうち 1 名は『持ち上げて頭から叩きつける感じ』としている。しかし、当該女子生徒を持ち上げることについては、『それはない』とする生徒が 2 名、『そのようなことはできない。』とする生徒が 1 名、『そんなことをしたら言う』とする生徒が 1 名いた。

その後、部長が正座している当該女子生徒を注意した際に、『反省文を書け』などと言い、当該女子生徒が泣いていたので、部長に『帰れ』と入り口付近に引っ

張っていかれたのを見た生徒が2名いた。また、『部長が当該女子生徒を2～3回壁の柱に叩きつけて、引っ張って振り回しながら入り口の方へ移動した』とする生徒が1名、『部長が壁に叩きつけたことや、揺さぶりながら引っ張っていたのを見た』としながらも、『記憶が曖昧だ』とする生徒が1名おり、二人の間で時間や場所についても一致しなかった。しかし、周りの生徒は、壁に叩きつけるようなことはしていないとしている生徒が1名、『やっていたら止める』とする生徒が2名、『見ていない』『わからない』とする生徒が1名ずついた。

当該女子生徒が倒れたのは3回目の乱取りの練習中で、倒れた状態は、『一人で座っていた状態から倒れた』とする生徒が3名、『一人で立っている状態からしゃがみこんで崩れ落ちるように倒れた』とする生徒が2名、『部長に引っ張られていく時に本当に具合が悪くなった』とする生徒が1名、『部長に揺さぶられてしゃがんで倒れた』とする生徒が1名いた。

部長は、2セット目の乱取り中に、ずっと頭を下げてボーっとして投げられていた当該女子生徒の様子を見て注意した際に、『足が痛かったので右襟と左のつりで軽く転がす程度に1回だけ投げた』としており、上に持ち上げたことについては『無理である。』と言っている。また、当該女子生徒を正座させ注意した際、『黙り始めたので、「喋れないなら紙に書け」と言ったところ、泣き始めた。「泣いてばかりいるなら帰れ」と言い、立たせて道場の入り口の方へ引っ張った。途中で、大きい声で泣いた為、「どこか痛いかな。救急車呼ぶぞ」と言って泣き止ませようとしたが泣き止まず、「じゃあ、もういい」と言って離れた。その後パイプ椅子に座って見渡していたところ、当該女子生徒が立ち膝になって、しゃがむように倒れた』としている。

イ 教職員聞き取り結果の概要

当該女子生徒が倒れた際、教職員は練習場には居なかったため、聞き取りをしなかった。

ウ 教育委員会の見解

部長を含め数名の生徒が当該女子生徒と乱取りをしたことは確認できた。しかし、部長が当該女子生徒を投げた時間、投げた回数、投げた方法については生徒相互にずれがあり、当該女子生徒が意識不明となった原因との直接の関係を特定するには至らなかった。

(3) 事故発生時刻と事故直後の対応状況について

ア 生徒聞き取り結果の概要

3セット目の乱取りの途中で、当該女子生徒の様子がおかしいと気づいた部員が、職員室へすぐに連絡に行き、教職員と一緒に直ちに柔道場に来た。しかし、2名の生徒は5～10分程度経過後に呼びに行ったとしている。また、かけつけた教職員は、救急車が到着するまで当該女子生徒にずっと付き添っていたとのことである。

イ 教職員聞き取り結果の概要

走って職員室へ連絡に来た生徒から連絡を受けた教職員3名が走って柔道場に向かい、当該女子生徒の容態の確認を行うとともに、うち1名が当該女子生徒の

付き添いに残り、2名の教職員が走って職員室へ戻り、保護者への電話連絡、救急車の要請等を迅速に行った。

実際に電話をかけた教職員の話では、手分けをしてほぼ同時に母親と消防署へ2回線の一般回線より発信し、母親が学校に到着する前に、救急車の要請を済ませたとのことである。

ウ 教育委員会の見解

午前9時頃から練習メニューに沿って練習を開始し、3セット目の乱取りの途中で当該女子生徒の異常に気づいたということ、また、救命対応をして救急車を要請した時刻が12時7分であることから、事故報告書にある事故発生の推定時刻（午前11時55分頃）は妥当であろうと考える。

また、事故発生時、柔道場で練習していた生徒と、校内にいた4名の教職員が協力して的確に対応したものであると思われる。

5 事故報告書等について

(1) 聞き取り調査で明らかになったこと

ア 当該女子生徒は受け身が出来ていなかったと思われること。

イ 9月12日の怪我以降、顧問が当該女子生徒への練習上の配慮が十分行われていなかったこと。

ウ 部長が当該女子生徒を事故当日投げたことを認めたこと。

エ 部長が当該女子生徒に対して大きな声で注意していたこと。

(2) 聞き取り調査と事故報告書等との相違点

ア 顧問は、生徒の技能や体力差に応じて指導してきたとしているが、生徒からは、個別のメニューや配慮事項について、特に指示や指導がなかったとすること。

イ 当該女子生徒の受け身の習得レベルに関する認識は、顧問と生徒の間に大きなずれがあったこと。

ウ 副顧問が、練習途中に柔道場に行ったのは、午前10時30分頃ではなく、もっと後の乱取り1セット目の途中であると推定されること。

エ 事故報告書では、保護者への電話連絡が12時2分で、救急車要請の消防署への電話連絡が12時7分とあり、時刻に5分間のずれが見られるが、対応した教職員は、ほぼ同時に学校から電話連絡をしたと認識していること。

(3) 事故報告書作成上の問題点

校長の責任において、事故の状況を確認する際、一部の生徒から同時に聞き取りを行っていたが、この時、参加していた生徒全員に個別の聞き取り、さらには実際に柔道場の中で生徒の位置関係や時間の経過を確認する作業を十分行えば、詳しい状況をより正確に把握できたと思われる。保護者への連絡や救急車への要請の発信時刻についても、事故後、学校が速やかに学校の発信履歴を確認する作業を行っていれば、事実関係をより明確にできたと思われる。

また、校長が事故報告書を作成する段階で、関係した教職員に記載内容や表現方法について確認したり、事実関係にずれが見られるところは、再度調査し直したり

するなど事故に関する情報を共有することも必要だったと思われる。

(4) 事故報告書の記載内容について

平成16年3月12日提出の事故報告書（再提出）のその他参考事項については、事故の全容をより詳細に報告するために必要な事項を記載するものであって、9月12日（金）の記述内容の一部、10月24日（金）の保護者会に関する記述内容は、事故の事実把握に直接かかわるものではないので、記載することが適当でないものと考えられるため、今後削除するよう学校に指導する。

6 事故に関する学校、教育委員会の責任

本事故は、学校管理下のもとで計画的に行われる部活動中に発生した事故であり、あらためて学校、教育委員会の責任は重い。

今回の調査結果から、当該女子生徒は、他の生徒から見て受け身の技能が身につけていない、また、苦手であると感じられていたことがわかった。顧問は、当該女子生徒に対して体格差、技能差、体力差等の個人差への対応をしていたとするが、顧問から他の生徒に対して当該女子生徒と練習する際の配慮事項を指導されたということは聞き取りを行った生徒の話からは確認できなかった。

また、9月12日に嘔吐するなどして入院した後、練習を再開する際には、顧問は、当該女子生徒や保護者との連絡を密にし、当該女子生徒の健康状態に応じた練習内容や留意事項の指示を柔道部員全員に対しても繰り返し行うなど配慮を徹底すべきであった。

校長は、生徒だけで実施することが危険と考えられる柔道を、10月18日の事故当日、指導者不在の中で実施させたことは、安全管理上明らかに問題である。また、校長は、事故当日、顧問に代わって副顧問が担当することになったことを事故後に知ったとしており、休日の報告体制が不十分であったと思われる。

さらに、校長は、当該女子生徒の保護者や他の生徒の保護者に対して事故の説明責任を適切に果たしておらず、問題を長期化させ、地域や保護者との信頼を損ったことの責任は重大である。

また、事故の公表が遅れたことや生徒への聞き取りに一部慎重さを欠くことがあったことなどから、事故の隠蔽ではないかと疑惑を持たれることとなった。疑惑をもたれないようにすることはもとより、守秘義務に該当する内容以外は、速やかな情報公開に努めるべきであった。

教育委員会は、学校と保護者との間ですれ違いが生じ、問題が長期化する前に当該女子生徒や保護者の立場に立って校長ら管理職に指導、助言を行い、事実確認の方法、問題の把握や認識のずれの解消に向けた取り組みや公表の在り方について支援をするべきであった。

当該女子生徒の一日も早いご快復をお祈り申し上げますとともに、今後ともご家族の皆様のご心労の解消に向け、より真摯に取り組んで参りたい。

7 再発防止策について

今回の検証にもとづき、このような悲惨な事故が再び起こらないよう以下の対策について、小・中学校に指導して参りたい。

(1) 事故直後の対応について

ア 事故発生時の対応

- ① 負傷した児童生徒の救急救命を最優先し、適切な処置を行う。
- ② 周囲の児童生徒の安全、動揺に配慮するとともに、間を置かず事実や事情の聞き取りを行う。聞き取り内容が異なる場合は検証し、事実確認を的確に行う。

イ 事故報告書の作成等

- ① 事故報告書は、正確・公正を旨とし、以下の事項に留意して時系列に沿って事故発生の状況や対応の事実を過不足なく記載する。
 - ・ 事故発生の原因を明確に記述する。
 - ・ 時刻は、確実な時刻と推定時刻を表現上区別する。
 - ・ 数字は、あいまいにしない。2つ以上の数値がある場合はその旨断り書きを入れる。
 - ・ 怪我の程度や症状は、医師の診断に基づく。
 - ・ その場にいなかった者の発言は必要性を吟味し、事実が確認できない場合は記載しない。
- ② 事故報告書の裏づけとなる記録やメモは、事態が収束するまで保管する。
- ③ 事故報告書は、当事者及びその保護者に読んでもらってから処理する。
- ④ 事故報告書に意見書を添付するか否かは、保護者の判断によるものとする。
- ⑤ 事故報告書の内容と保護者の見解に相違点がある場合は、教育委員会の責任において直ちに検証を行う。

ウ 説明責任

- ① 事故に関する説明は、守秘義務に該当する内容を除いて公開を原則とし、事故原因及び責任の所在を明らかにする
- ② 事故報告書は再発防止のために活用し、速やかに対応策を策定し、関係者に説明をする。
- ③ 保護者に対して災害に対する救済制度について適切な説明を行うとともにその速やかな給付に向けて、教育委員会との十分な連携を図るようにする。

(2) 今後の再発防止策の徹底のための方策について

ア 未然防止対策の強化

- ① 活動計画等の不断の見直しと記録の活用
 - ・ 学校全体の部活動実施計画を作成し、話し合いや評価を通して安全管理の面からも定期的に見直し、改善を図る。
 - ・ 各部ごとに長期または中期の活動計画を作成するとともに、部活動日誌にその日の練習内容と活動状況等を記録する。

イ 疾病や負傷事故防止の具体策

- ① 活動の場には顧問が立ち会うことを徹底し、立ち会えない時は中止する。
- ② 活動前に児童生徒の健康状態や疲労度等を把握するとともに、体力や技能の

個人差に応じた練習メニュー上の配慮や指示を行う。

- ③ 必要に応じて健康診断や治療を受けるよう指導し、その結果についても十分に確認する。
- ④ 活動終了後に、疲労度や怪我、疾病の有無を確認する。また、状況に応じて部活動日誌に記録をし、翌日以降の指導（経過観察に基づく個別の指導、全体への予防指導など）に生かすようにする。
- ⑤ 報告を要する怪我の程度について校内で基準を明らかにし、その原因と怪我の状況等を確実に管理職に報告する。また、管理職は、保護者への説明や事後対応、再発予防等について十分な指導を行う。
- ⑥ 学校安全の日など各学校が定めた日及び活動前に、顧問と児童生徒によって施設・設備などの安全点検を確実にを行い、不備があれば教育委員会とともに早急に改善する。また、改善されるまでは使用しない。
- ⑦ 負傷者が出た場合などの応急措置や緊急事態発生時の対応について、すべての顧問が実行できるよう実践的な研修を行う。また、常に誰からでも病院や消防署、保護者に連絡できるような体制をとる。
- ⑧ 活動が過熱化し、体罰等を行ったり、参加を強制したりすることは厳に慎み、生徒の意思や学業などに個別の配慮を行う。

ウ 保護者との協力体制

- ① 部活動の開始時刻・終了時刻及び休業日等の大会や練習予定について、予め保護者への周知を図り、了解を得る。
- ② 怪我や病気をした場合は、顧問・保護者双方の連絡を密にする。特に、大きな怪我や病気が治って練習に復帰する場合は、回復の程度を慎重に把握するように努め、必要によっては保護者とともに医師の指導を仰ぐ。
- ③ 部活動の運営や活動状況等について、保護者に説明したり、意見を聴取したりする機会や方法を工夫し、開かれた運営に努める。

エ その他の留意点

- ① 不測の事態に応じられるよう、児童生徒が家を出発する時刻から帰宅が完了する時刻まで、顧問は学校に待機する。
- ② 休日等においても集合時刻に出欠を確認し、連絡がない児童生徒については直ちに保護者に連絡をする。
- ③ 部員同士の間人間関係に常に注意を払い、一人一人の部員が前向きに練習に参加できるような集団づくりを心がける。
- ④ 地域体育館等、校外の施設の利用にあたっては、施設までの往復及び活動中の安全対策を部活動実施計画の中で明らかにし、児童生徒とともに確実に実行する。また、必要に応じて保護者や地域住民の協力が得られるようにする。
- ⑤ 部活動の実施承認にあたっては、休養日の設定状況や児童生徒の心身の疲労度などを考慮して、管理職が的確に判断する。
- ⑥ 中体連以外の主催による大会参加に関しては、学校運営及び児童生徒の心身の発達等から見て無理がないかどうか十分検討して、管理職の責任で許可する。
- ⑦ 外部指導者の招聘にあたっては、学校としての部活動の運営方針等を十分に理解していただくとともに、指導の限界や責任の所在を明らかにする。

(3) 教職員の勤務態勢等の改善について

ア 会議や学校事務のスリム化

- ① 各学校の実態に応じて校務分掌機構を見直し、分掌事務の整理・統合を図るとともに、学校事務の電子化により、事務のスリム化を図る。
- ② 各学校が抱える課題解決のための予算措置や各種支援員の配置について、拡大及び弾力的運用に努める。

イ 部活動指導体制の見直し

- ① 1部活動につき、正顧問・副顧問の2名以上の体制を原則とし、正顧問と副顧問の役割と責任を明確にする。
- ② 特に、休日の部活動については、不測の事態に対応するため、教職員が手薄にならないよう配慮を行う。
- ③ 専門的な知識や技能を有する外部指導者の協力について、積極的に検討する。